

「特許・実用新案審査基準」改訂案に対する御意見の概要及びその回答

No.	御意見の概要	御意見に対する回答
1	<p>自然的現象とあるが現実の物理現象とは一致しないコンピューター上での仮想的空間での現象(無限平面や天動説的な物、無摩擦、無重力空間、無質量、無体積気体、無限流体)など、こういうようなものを想定して作られたプログラムでも特許は可能にしてほしいとゲームプログラマーとしては思います。</p>	<p>・仮想空間での現象が現実の物理現象に一致するか否かに関係なく、ゲーム用コンピュータソフトウェアにおいても、「ソフトウェアによる情報処理が、ハードウェア資源を用いて具体的に実現されている」か否かによって、「自然法則を利用した技術的思想の創作」に該当するか否かを判断します。今回の改訂後の審査基準では、この「自然法則を利用した技術的思想の創作」に該当するか否か判断について明確化を図っています。</p>
2	<p>(対象項目) (i) コンピュータソフトウェア(注)を利用するものであっても、以下の(i)又は(ii)のように、全体として自然法則を利用しており、「自然法則を利用した技術的思想の創作」と認められるものは、コンピュータソフトウェアという観点から検討されるまでもなく、「発明」に該当する。 (意見) 「コンピュータソフトウェアやコンピュータソフトウェアを前提とするハードウェアを利用している部分があっても」のような表現の方が良いのではないかと考える。 (理由) 今回の改訂において、現行の審査基準の同じ箇所から以下の記載が削除された。 「(1) ビジネスを行う方法、ゲームを行う方法又は数式を演算する方法に関連するものは、物品、器具、装置、システム、コンピュータソフトウェア等を利用している部分があっても、全体として自然法則を利用していない場合があるので、「自然法則を利用した技術的思想の創作」に該当するか否かを慎重に検討する必要がある。」 今回の改訂において、現行の審査基準に記載された「物品、器具、装置、システム」は、「コンピュータソフトウェア」の章で考慮すべきではないから削除されたように思われる。しかしながら、「コンピュータソフトウェアの利用」とは、「コンピュータソフトウェアを前提とするハードウェアの利用」を含むと考える。このことは、2.2 の後段のなお書きで改定案が新たに引用している「2.1.4 自然法則を利用していないものの例 5 及び例 6」が、「チャットシステム」や「コンピュータ」という文言しか含まず、システムやコンピュータに含まれる「ソフトウェア」を直接的には示していないことから理解される。そうすると、上記の「物品、器具、装置、システム」の削除により、その点がわかりにくくなり、誤解を生じさせるおそれがある。</p>	<p>・「コンピュータソフトウェアを利用するもの」とは、その文言のとおり、その発明の実施においてコンピュータソフトウェアを利用するものを意味します。 ・御指摘のような「チャットシステム」や「コンピュータ」等のコンピュータソフトウェアの利用を前提とするようなハードウェアの発明が、コンピュータソフトウェアを利用することは技術的に明らかであるため、このような発明が上記の「コンピュータソフトウェアを利用するもの」に該当することは明らかであるといえます。 ・以上のことから、御指摘のような修正は行わないことといたします。</p>
3	<p>今回の改訂の概要、経緯、趣旨、目的等を明らかにしてほしい。</p>	<p>・今回の審査基準の改訂案は、意見募集の際に冒頭でも記載しておりますように、産業構造審議会 知的財産分科会 特許制度小委員会 審査基準専門委員会WG第12回会合での検討を踏まえ、作成されたものです。 ・今回の審査基準の改訂の概要、経緯、趣旨、目的等は、上記の第12回会合の資料1に記載しております。以下のURLをご参照ください。 http://www.jpo.go.jp/shiryou/toushin/shingikai/pdf/new_shinsakijyun12_shiryou/10.pdf ・上記の資料1にも記載されておりますように、この改訂は、ソフトウェア関連発明に係る審査基準の基本的な考え方を変更せずに、ソフトウェア関連発明に係る審査基準を明確化するためのものです。そして、ソフトウェア関連発明に関して、特許審査における判断結果を変更することを意図したものではありません。</p>